

八頭町農作物渇水対策等緊急事業補助金

- 令和7年6月中旬からまとまった降雨が無く、7月上旬より地域における番水・節水を呼びかけ。高温・渇水の状況は急激に進行し、特に7月の降水量は平年の3割未満と県下全域に渇水が拡大している。
- このため、渇水による早魃被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめて農業経営の安定及び作物の品質低下の防止を図るため、「**八頭町農作物渇水対策等緊急事業補助金**」を創設したので、緊急の給水対策について生産者等の負担軽減が図られるよう支援を行う。

1. 支援内容

支援メニュー

注意：河川にポンプ等を設置する場合は、節水・番水を目的としたものであり、下流へ配慮しつつ、地元で合意形成の上、河川管理者と協議を行ってから対策を実施してください。

水中ポンプリース



土のう（用排水路に設置）



軽トラックリース



エンジン付ポンプ購入・リース



給水車リース（運転手含む）



その他

ポンプや発電機に使用した燃料費など

※作業日当について、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象となるので地域の合意形成のもと活用ください。

要件等

- ・申請者：①共同で渇水対策に取り組む2名以上の農業者
②農業者等で組織された団体及び法人
③認定農業者等
- ・基準日：令和7年7月15日～令和7年9月30日

必要書類

- ・位置図
- ・領収書 もしくは 経費の分かる書類
- ・実施状況の写真
- ・燃料使用の記録簿 等

2. 補助率等

補助率： 10分の9

限度額： 上・下限無し

※1,000円未満は切り捨て

その他、補助金の申請にあたっては、申請書等の提出が必要です。産業観光課までご相談ください。

お問い合わせ先：八頭町役場産業観光課 76-0208